慶長雜事抄 下

14
2478
142

宮内省図書

装束雑事抄 下

板書

○浄衣事　布六丈上下分

白布さいもくと調也。上は布衣に同じ。但両方の袂を前へ一寸つゝぬひ
こす也。はた袖のそとかはは立目へ折て縫也。其外はかへして前後の衣て
と立目へかへしてぬふ也。袖のくゝりは白きよりの両わきにてつゆはかり入也。
十五歳迄ては白生平絹とす也。或白糸にても用し。此時も
はた袖のはしぬひをかへしする也。五歳以下に入は宗衣のことくはた
袖のはしぬひ立文むつしはすへてぬひくゝりとよふ也。今は
露ばかりなれどもそのゆへなり。袴同布也。ひもちのこの前は
まし後へ廻して和ゆの入うしろより世界の左右の袴に有て

門 イ 14
號 2478
巻 142

惣襷の廣さ背ハ一尺三四寸にすへし但し中古世ハ付る
ゝきはゝはそ一尺六七寸にまて廣こし白平絹白下襲も
廣き所は入也今ハ一寸ほとハ縫候夏冬同物也下具冬
ハ袷或衣大帷夏引陪木或草也色目将衣ニ同常も
をよび大帷なとも也白生平大口ハ着セ候衣文も将衣ニ同
衣ニ付て着セハ其の廣きはニかまひ無之秋冬乃時用ニ仙
洞中御ニ御社参の時ハ着御なり公私をかハす亦ハ生絹浄衣
をかりて童形のハ上﨟の着時用ニ絹まてハかゝり候袖括平組
也或いハ下具ハ布ニ同妻細ハ弐貝掛乃下ニ付候

半尻事　長三尺二尺

かりきぬのうしろの一尺ハなくてもうきたる物や色目着用時節
衣文等ニ皆かりきぬにおなしく宮乃御童躰御俗躰若御時
着御之摂家清花乃人も若き時着せらるゝ也華冑に着せば
袖なし下具ハ何れも着候被召候ハ無之用候ハ海とも乃白大口
も着袷也妻細法躰装束掛の如く童装束の如くなり

○布衣之事

其色ありとハ香蒲田ニ也萌木なる色檜皮なとも色深く
乃いろくハきぬのかりきぬ着せる年齢ニ同當の布衣ハ
ますくすぐる衣也前後の長さとをハ二つ候ぬハ庭にても
下具ハ何も同前色目付る事ハ今すくなくよりハ布かへ二五尺

布将衣四位
五位夏見
解抄

き也袖くゝり生の白生絹なるに二筋つゝ入也三まへん小深緑の
むらさきだむ十五或十六まてさ須又わかき人ハけぬきかなき人ハうす色也
きだむ十六七より廿四五歳なとまてハ濃なたむ廿六七歳卅
なとよりこそ過候ます老いにハ今なりより須こし宮
にかはなる也白あやの絹ハ也色ある布衣にハ老女なる白
色ハくろ也又前黄なむさ須程の人なとハ廿三四のころ
まて薄香なともこのもよきたむ地さまも内にハなる
しら須夜ハ通用也又晴の時ハ二藍なとハ白生平組を
まうち若人用也五十すきにこもりかなきて入文こ
なりもなくてつねとかはしなもいふ也

仙洞も布衣をめさるゝ也
光厳院ハ花田に寄布乃御布衣綾夜常に着御ありしとぞ
下具きぬ乃かり衣小かり
○臣下袍事
四品袍 ぬしはぬ綾也 裏平絹色表にかはらず 宿老ハ襞目地 袖表とをり候
夏ハ薄物関白より四位まて袍色おなし物也
摂関家御袍文
地唐草窠中に龍膽 中将より大臣まて 此文なり
雲立涌 関白當職之時着給
雲鶴 大閤之時着給之也 是ハ大略の儀也

凡人袍文

輿ハ唐草

無輪

閑院多分ハ皆着之 但三條ハ輪無と云こ 此外ハ猶
用家々。徳大寺 西園寺 山科 菅家 當家 両方ハ着之
洞院 左四條 平松 楊梅

源家平家花山院大炊御門三條日野勧修寺

但大臣以後家々之文不同又相違之時袍文かはる也

異文車

三條ヲ入ナ筆ナ三徳大寺西園寺花山院大炊御門久我堀川勧修寺 竹の丸と着と云こ

五位袍

襷芳條綾ナら五位袍ニ同家々不同裏平絹色表ニ同又

朱鈸

朱ニ〆黒裏も有るや文ハ窠物文同

六位袍

青色事也色紅ニ黄ハ氣ある綾ナら文不同裏平絹
色廷尉 弾正ハ黄裏 五位外記史ハ襷芳裏也
文ハ窠物也文ホ冬同官外記ハ入らんとて袍乃左右のら
むめつりと中へ入て ぬいて當職乃裡ハ着し 他官不

緑袍平絹と絹ニ染る物也裏襷芳
裏無紋窠物ニあらし云物や色ニ藍むしさき 有色

青色袍

練染織物 文仕丹ニ尾長鳥 黄て青ぬき黄 裏襷芳
裏ハ裏ともりく着次文やの日物也麹塵袍とも云也

此青色ハ殿上六位蔵人一臈かきれ着し晴之時ハ三人ながらハ着〆
路次供奉庭上まて参内次堂上ハ一人あって八着也次 院以
下諸卿第一着せる夏志さいるし 又一臈蔵人ハ公方御袍
黄櫨染とも下さまて細く用ゆ

文官 縫腋 垂纓

武官 闕腋 細纓 老懸也

文官なきと毎内舎人等常乃蔵人ハ警固時巻纓老懸也
箭劔御帯出袍ハ縫腋也二者恐ハ此御袍と公方御束帯の
日着せす 私乃青色御着次又臨時祭庭坐の時ハ私あ御着也
着次位袍と着出是公方青色を着御の時也 南とハしの袍ハ
毎川ときし有のすへうしろを引きしそうへて中御おやくく其ハ在也
此のきし也へ乃ゝとゝ見りけて戟乃書そうしろゝ在之清乃

和るとめるとくむ○乃なりめ[illegible]ろ[illegible]あめて[illegible]へ[illegible]ろ
同そけ小袖世外らむ[illegible]

○わきあけ乃袍の事

公卿ハ南府官なれと毎著せ次殿上地下四位五位の南府皮
著し常乃南りしのそ[illegible]らむとときて[illegible]ふめし
ほこけ[illegible]下襲乃裾の[illegible]きに同そ節會行幸乃時なり
なる[illegible]著様ハ後伏見院震筆御拝小あり但その孫ふ
南へ[illegible]當時も[illegible]きくハ著せ次ちと[illegible]きなり
六位蔵人乃わきいつ[illegible]ハ短裾[illegible]けと[illegible]ほこ[illegible]ろ西
立すとろ[illegible]ちとこの[illegible]下襲乃裏もよると一二すら[illegible]

かる[illegible]武官乃蔵人ハいつも服のけと著そ也
南りしも[illegible]わきあけも著様ハ口傳拝後伏見院御拝のの
[illegible]あ[illegible]こ[illegible]の[illegible]當世也次

○裝束の下よ著小袖の事

[illegible]ろき小袖ハ花若著用也(イ)[illegible]ぐいうきあり物の[illegible]ぐいい
十五まで著用也

[illegible]ろきうなる物ハ廿四五まで著也[illegible]官又人なまて
廷尉佐弁官ハ袴りぬき著[illegible]但職[illegible]黒帯ハ無ハ著次
後の小袖ハ[illegible]余より著し[illegible]ハ[illegible]ろき[illegible]花サ著之

○下襲丈数事

主上春宮ともに同

一丈二尺　御きぬとも御引ける物也　上ふつく御ぞのゝ
この外四尺もとりのべ
ともに御おとるのゝ　御すそ長さ　もとゝ御ぞ

上皇　主上と同又凡人のゝ御裾と別なめるもの

時宜によるなり

関白　一丈二尺　是もきぬ引るわの物や腰より一丈五尺

大臣　一丈　是も同前こしより一丈三尺

大納言八尺　こしより一丈一尺

中納言七尺　こしより一丈

参議二位三位五尺　こしより八尺但散二位は袴一尺つまり

検非違使別當并大弁参議二尺五寸　こしより六尺五寸

四位五位六位四尺　こしより七尺

應永六年四月　日

参議正三位行備前守藤原永行

裝束式目上

混江入楚　林書

混江入楚藤裏葉々の勢こ青に深こうわう葉の葉の濃こと

けきの秘法禄八位を云也　き紫八

紫三位深紫四位深緋五位深緋六位

八世第行三深也　深紫八五行三深也深

こうて深色深緑藍と藍こうて深こ

異ものきい一條院正暦の比より

又紫とこうて　なるのせるい女二位の

こき紫こうあるい七位乃　袍の色せ六位の

この上廣明寄議の中納言　袍の色せ

京極中納言も　冬深緑二位乃　九條右大臣

乃袍衣こうより後撰の要ふりしこき紫

以上の袍せこき紫い三位袍せ　以上の袍せ

別の後撰の度明卿　冬議より中納言

紫の君の衣深めきこ

四位深紫　五位深緋　六位深緑　七位浅緑　八位浅縹　初位浅黄

中納言の袍　冬議より中納言の袍

橡之夏

並衣之夏

一 帛御衣　　袿替三領裏ハツキ
一 錦御衣　　五貫小貫裏綿紅
一 羅御衣　　紫紋色〻繪様
一 錦真床御被　　頴頴錦三果散袍裏遠標綿　二裏元　窠元
一 浮織物御被　　紅紫顆文綿几帳裏紅標文綾

一 御宿衣　　赤白厚錦御帳色〻裏紅標文綾
一 生紅顆御裏衣　　裏綿遠菱　裏
一 錦御神袖服　　頴頴五色唐綿紋綵殿色〻　茶徽
一 紅精好御袴　　両面紅板引ア木糸餝御引腰芸
一 御襲衣　　面同織物白張文裏遠菱濃赤綾　白元
一 御袍　　面綿縹文織物裏紅ハツキ
一 半比 御襖　　生絁白絁織物裏紅赤綾
一 御草　　紅丹織物御帳
一 唐衣　　羅物織物御繪様

一 浄衣

生平絹 結生平結 帯生平絹 或ヨリ結

立重形花 糸サヽ人用之

衣 紅梅 練貫 萩芳 萌木 隨時節用ヽ

布 生草夏用ヽ欽生衣

貴賤通用之糸サヽ姫ハ平組或ヨリ結十五六以後者コノ結 袖ノハヾ縫リ

ムミ除一流ヒヾリテコノクリナシ

衣 萩芳 萌木 練貫 薄色 練綾ヒヽラ 布帷 白帯生

隨年齢着用ヽ

一 御如法経御浄衣

御烏帽子 紙箱苟

御大帷

御帯小袖

御場帷 湯

御扇

御裏無

白帯

御浄衣上下 御袴腰布御袖

御下袴 布草

御小帷 貝殻在時豆

御帯

御背撥

白張

御経供別當公孝 茶袴狩衣一斤染衣 白襖上下 袴 有裏平絹 六位六上下両面

円御逆供依親朝 茶染上下一斤染 一斤染 地ヒヾ良ノ平絹 杉張 衣 白ヒヽラノ練貫

衣白草 裏平絹 田色 薄色

下袴 白

彈正大弼花押違使者ニ
鷺目白袴極熟ニ比着ニ或宿老輩着生張或晴時立位裏ヲ付テ
用之

扇 冬桧扇無骨物反花田或
香朴木六早子

裝束式目抄 下

御束帯事ハ私
依旨奏御前二人之時ハ上首御後但先御大口次御戦
後不同 次表御袴御足ヲ入テ 次御袖御単ヲ表御袴ヲ引上テ
御腰ヲ結右方カタカキ或引廻テ御前ニモ結御袖ノ裾ヲ御腰
ニツケテヨクスソクダスベシ 次下襲帯ヲ重テ御
前垂程御袍ノ長さより三寸上ルベシ 帯ノ下ニ小刀ヲ立御前御
帯ノ下ヲ両方端とさル 次御半臂御前ハナツキ 忘緒ヲ左ニ入或
左右ニ垂 ツヨクハ不結也 次御袍御前ノ垂程御草鞋ノ前見程上ヘシ
故實也一文字形 フカクハ入ヌレハ御帯クツロクニ隨テ御陰ニ入ケテワ

ロレ御襴ヲ反ス御半臂ノ襴ノ御見程ニ可反御ユモムニ如例御
俣袖ノ縫目ヲ反ス雖無本説御好ニ隨テ一ノ有奉仕之大方諸
衣ヲハ袖縫目ヲ上ニ反重也不若反歟

一御童形御時闕腋御半臂ノ襴と上反如例御常ノ下ニアタ
ル所ヲノベテ扇ヲ廣ヤウニスレバサキガヒロゴリテヨン襴ノサキノ御
後ニ寄合タルハワロレ凡人如此

半臂之圖

一 春宮親王以下御着用儀如上式目有装束式目上

一 平緒結秘説事

先御敏ニ付テ御扇ヨリ御前ニ廻目ノ上結師カキ或ハカキ結テ二ツ
サカリ下ヘムキ九サガリヲハ平緒ノ下ヨリ上ニ及イ二ノサカリヲハ上ヨ
リ下ヘ又テ結目ヲサカリ二ガアイニカクレテトヅ平緒垂程御袍
ノ裾ト同之大臣以下次第御是ヲ上ル説ホ有小草子

一 魚袋事

石帯ノ右方三ノ石ノアハイニ結付或方二ノ石ノアハイニモ付之後
廻スキ九ハワロシ可随帯脇欠
鼠金魚袋　四位五位銀魚袋六位不付之帯胡籙時節以下
不付之官外記不付之近代例之

一 御引直衣事

先御袴御腰ヲ結所カキ御袴ノ右ノ方ヲ左ノ方ヲ御袴右御
タチヲ入テ御袴ノ右ノ方ヲ引ヲ次帯衣単ヲ如次御扇
衣以上御頸ノ方ヲ引上カ清下ク次
合テ御帯ノ下ヲ出下帯或ハ世次次出衣御くつ
三角束帯のくつ但帯ニ如ク如ク御前御大頸
二ヲ引ヲ御下具頸ノ方ヲ見程ニ異つき引ヲ入テ御帯
御ホ左右御腋ニ志和ヲ如ク三ヲ出衣御扇衣以下ノ方
ヲ出ヲ引ヲ出ヲ御前ノ方ヲ出也御衣敏如例御

前の袴はかしら市服とおしつける習にて候ハ市前ハ袴
と申ス事なり
市直衣市下袴の類ト云ハ直衣ハ市単衣ハ
市衣と云市袴云ハ市袴云ハ市袴云ハ市袴云ハ
和ラ〻又袴ハ袴ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ
ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ市袴ハ
被ハ〻自中古市帯のめ〻〻由見也上古下直衣〻云事
ハ市着用ハ別無所又只尊者の市直衣ハ引直と和ル
毎〻歟

雑事抄

道服之事

三位以上ハ着〻唯直綴のめ〻ハ〻〻又らんとうけく〻〻
〻〻有りなきもハ市〻〻〻意ハ海〻〻〻用〻定
〻〻〻

白長絹　又丹色

薄物　織色ハ色〻也

本云　右紫束雑要抄　式目抄　者高倉家秘説書也
不慮一見〻〻書寫〻〻

享和二年以暉房卿本
書寫し

右京大夫祥八